

昭和54年 7月10日 決定
改正 平成22年12月28日
改正 平成24年 7月 6日

北海道市町村振興宝くじ交付金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、市町村の健全な発展を図り、住民福祉の増進に資するために、北海道が公益財団法人北海道市町村振興協会(以下「協会」という。)に交付する市町村振興宝くじ交付金(以下「交付金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

第2 交付金の使途

交付金は、協会が行う次の事業の財源とするために交付する。

- 1 交付金により基金を設置し、市町村の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業に対し資金貸付を行うこと。
- 2 交付金を市町村へ配分すること。
- 3 財団法人全国市町村振興協会の運営に協力すること。
- 4 1から3までに掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事業

第3 交付金の額

交付金の交付額は、予算の範囲内とし、都道府県が発売する市町村振興宝くじの収益金のうち、北海道に対する配分額をもってその総額とする。

第4 交付金の額の通知

知事は、市町村振興宝くじの収益金のうち、北海道に配分される額が確定され次第、速やかにその金額を協会に対し通知するものとする。

第5 交付金の交付時期

知事は毎年度、市町村振興宝くじに係る収益金を収納後、速やかに協会に対し交付するものとする。